主

原判決を破棄する。

する。

被告人両名をそれぞれ罰金二、〇〇〇円に処する。右の罰金を完納することができないときは、金六〇〇円を一日に換算した期間その被告人を労役場に留置する。

被告人両名に対し、公職選挙法第二五二条第一項の規定を適用しない。 原審および当審における訴訟費用の二分の一を被告人両名の連帯負担と

本件公訴事実のうち戸別訪問の点については被告人両名は無罪。 理 由

本件控訴の趣意は各被告人が差し出した控訴趣意書および弁護人上田誠吉・同後藤昌次郎・同村野信夫・同谷村正太郎が連名で差し出した控訴趣意書に記載されたとおりで、これに対する当裁判所の判断は以下に示すとおりである。

弁護人の控訴趣意第四点およびA被告人の控訴趣意のうちこれと同趣旨と思われる部分について。

弁護人の論旨の前半およびA被告人の論旨は、要するに公職選挙法第二〇一条の一三第一項の解釈についての原判決の見解を争うものであり、弁護人の論旨の後半は、本件のB新聞号外の記事内容は同法第一四八条にいう報道・評論に該当する、というのである。

公職選挙法第二○一条の一三第一項の解釈について考えてみる そこで、まず この規定は多くの事項を一つの文章の中に盛り込んでいるためやや難解な規定 であるが、要するに、政党その他の政治団体の発行する〈要旨第一〉新聞紙および雑 誌に関しては、選挙の期日の公示または告示の日からその選挙の当日までの間(以下これを「選〈/要旨第一〉挙期間」と呼ぶことにする。)は、当該選挙につき第一四 章の三の規定により政治活動をすることができる政党その他の政治団体(以下これ を「確認団体」と呼ぶことにする。)が発行・頒布する機関新聞紙および機関雑誌 で同項の要件を備えたもの各一に限つて選挙に関する報道・評論を掲載し、これを 掲載したものを頒布しまたは掲示することができること、そして、その機関紙誌については同法第一四八条第三項に規定する要件を必要としないことを規定したものと解しなければならない。いいかえれば、この規定によると、政党その他の政治団体の発行する新聞紙または雑誌のうち右の要件に該当しないものは選挙に関する報道・評論を掲載することができず、これを掲載したものを頒布・掲示をすることも許されないことになるのである。なるほどこの規定の冒頭の部分、すなわち「政党 その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌については、……の間に限り、第百四 十八条第三項(新聞紙及び雑誌の定義)の規定を適用せず、」とある部分だけを読むと、これらの団体の発行するもの一般について第一四八条第三項の定義規定によ る制限を解除する趣旨の規定のようにも解せられないではないけれども、続けて 「当該選挙につき本章の規定により政治活動をすることができる政党その他の政治 団体の本部において直接発行し、且つ、通常の方法 (………) により頒布する機 関新聞紙又は機関雑誌で、自治大臣 (…………) に届け出たもの各一に限り、 第百四十八条第一項及び第二項の規定を適用する。」とあるところからみると、この前半と後半とは一個不可分の文章をなしており、冒頭の「政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌については」という文言はこの文書全体にかかるものと 解すべきで、つまり、この規定の文章は、「政党その他の政治団体の発行する新聞 紙及び雑誌については、………当該選挙につき本章の規定により政治活動をすることができる政党その他の政治団体の本部において直接発行し(中略)届け出たもの各一に限り、第百四十八条第一項及び第二項の規定を適用する。」ということを その骨子とするものと読むのが正しく、これによれば、本項は政党その他の政治団 体の発行する新聞紙及び雑誌の全部をその規定の対象とし、そのうち後半に規定さ れた特定の新聞紙・雑誌についてだけ報道・評論の自由を認め、その他のものについてはこれを認めないとする規定だと解するほかはない。このことは、「各一に限り、第百四十八条第一項及び第二項の規定を適用する。」という文言からみても明らかである。そして、この解釈は、この規定を含む第一四章の三「政党その他の政 治団体の選挙における政治活動」の諸規定を通ずる法の趣旨とも一致するといわな ければならない。けだし、同章の趣旨とするところは、選挙期間中は政党その他の 政治団体の一定の政治活動を原則として禁止し、確認団体についてだけ一定の制限 を付してこれを許すというのにあるのであつて、もし第二〇一条の一三第一項の規定を反対に解し、確認団体の発行する機関紙誌については厳重な制限を設け、それ

大学に、 大学に、

趣旨の氏名入りの記事とCの経歴が掲載されているのである。そこで、これらの記事および写真を総合して全体として観察すると、このB新聞号外の記事内容はそれ自体からみて明らかに候補者Cを推薦し、その支持とこれに対する投票を求める趣旨のものだといわなければならない。そうであるとすれば、原判決がこれを公職選挙法第一四二条第一項の文書だと解したのは相当であつて、この点の論旨もまた理由がないことに帰着する。

弁護人の控訴趣意第五点について。

論旨は、公職選挙法第一四章の三にいう政治団体とは当該選挙において所属候補者を有するものをいうのであるし、またDはその実体からみても政治資金規正法の適用を受けるべき政治団体ではないから、公職選挙法第二〇一条の一三の適用はない、というのである。

弁護人の控訴趣意第三点について。

論旨は、公職選挙法第一四二条第一項、第二〇一条の一三および第二四三条第三号は表現の自由を規定した日本国憲法第二一条に違反するから、原判決には法令の適用に誤りがある、というのである。

適用に誤りがある、というのである。 思うに、公職選挙法第二〇一条の一二第一項は、前に述べたとおり、選挙期間中 に限つて、確認団体以外の政党その他の政治団体の発行する新聞紙および雑誌につ き同法第一四八条第一・二項の規定の適用を排除する趣旨の規定だと解すべきであ るが、この第一四八条は、これも前に述べたように、同条にいう新聞紙または雑誌 が選挙に関する報道・評論を掲載した場合、たとえそれがその性質からすれば「選 挙運動のために使用する文書図画」とみられるものであつても、同法第一四二条・ 第一四三条などの禁止規定を適用しないとする規定であつて、いいかえれば、第二 〇一条の一三第一項の規定がある結果として、確認団体以外の政党その他の政治団体の発行する新聞紙または雑誌でその内容が「選挙運動のために使用する文書図 画」たる性質を有するものは第一四二条以下の規定の適用を受けることになるので ある。したがつて、問題は、第一四二条(第一四三条以下の制限規定は本件では関 係がないから、第一四二条だけをとり上げることとする。) およびその違反を罰す る第二四三条第三号が違憲であるかどうか、また、第二〇一条の一三が確認団体以 外の政党その他の団体の発行する新聞紙・雑誌について第一四八条第一・二項の適 用を排除したことが違憲であるかどうかということに帰着する。ところで、まず公職選挙法第一四二条およびその罰則である同法第二四三条第三号についていえば、 それは選挙運動における不当な競争を防ぎ選挙の自由公正を保持するためのやむを えない規制だと認められるのであつて、この程度の制限は公共の福祉のため憲法上 も許されていると解すべきであるから、表現の自由に関する日本国憲法第二一条第 -項に違反するということはできない(最高裁判所昭和二八年(あ)第三一四七 号、同三〇年四月六日大法廷判決、刑集九巻四号八一九頁参照)。したがつて、政党その他の政治団体の発行する新聞紙・雑誌であつても、同法第一四二条第一項の文書図画に該当する以上、その頒布を制限し、その制限に対する違反を処罰することは、それ自体違憲であるとはいえないのである。ただ、同法第一四八条第三項のとは、それ自体違憲であるとはいえないのである。ただ、同法第一四八条第三項の 要件を備える新聞紙・雑誌については、いやしくも選挙に関する報道・評論とみら れるかぎり、たとえそれが第一四二条第一項の文書図画たる性質をもつと認められ る場合でも、原則として第一四八条第一・二項によつてその掲載・頒布が許されて いるわけであるが、これは、新聞紙、雑誌が社会の公器たる使命を有し、その選挙 に関する報道・評論が国民に対して正しい判断の資料を提供する点において重要な

意味をもつこと、そして他方においてこの報道・評論が少なくともその結果において特定の候補者に有利に作用する場合のあることは否定しえないところであり、も しそれが直ちに第一四二条の適用を受けるということになれば選挙に関する報道・ 評論はその面からはなはだしく制限を受けることになり、報道・評論のもつ正しい 機能まである程度犠牲にせざるをえない結果となるし、またこのような制限が存す ること自体が一般に新聞紙および雑誌の選挙に関する自由な報道・評論をいじけさ せることになることを考慮したためであると思われる。そして、この規定がある結果として、当初から特定の候補者の当選を目的とする(すなわち、明らかに選挙運動たる性質を有する)報道・評論も許されることになるわけで、これは本来からいえばこの規定の趣旨とするところではないと考えられるが、しかしこの規定の目的を実効あらしめるためにはこのような弊害もまたやむをえないとしたものと解されるのである。 るのである。ところで、同法第二〇一条の一三第一項がいわゆる確認団体以外の政 党その他の政治団体の発行する新聞紙および雑誌について右の第一四八条第一・ 項の適用を排除した理由を考えてみると、公職選挙法第一四章の三の諸規定は、 来選挙法が候補者個人を中心とする選挙運動しか認めなかつたのに対し、その候補 者の属する政党その他の政治団体が一定の範囲で選挙運動をすることを認めると同 時に、その運動の主体となる政党その他の政治団体をいわゆる確認団体に限定し、 それ以外の政党その他の政治団体については、選挙期間中選挙運動はもとより政治 活動をも原則として禁止することをその根幹の趣旨としているのであつて、 問題となつている第二〇一条の一三が確認団体以外の政党その他の政治団体の発行 する新聞紙または雑誌に対し選挙に関する報道・評論を掲載することを禁止してい るのも、まさに同じ趣旨に基づくのである。そして、このように一定の団体(確認 団体)以外のものの選挙運動ないし政治活動を禁じているのは、公職選挙法が各候 補者をして平等の条件のもとに選挙運動をさせる趣旨のもとに選挙運動につき種々 の規制を加えていることに対応するものであつて、一の候補者については一の政党 その他の政治団体だけにこれを許し、もつて各候補者間の公平を図ろうとしたこと の結果であり、このことは現行公職選挙法の建て前からすればけだしやむをえない ところだといわざるをえない。これを第二〇一条の一三第一項の新聞紙および雑誌に関する規制についてみると、そこに掲載される報道・評論の中には特定の候補者を支持し、推薦する趣旨のものがむしろ通例であろうことは発行者が政党その他の政治団体であることからして当然予想されるところであり、もしその発行を無制限に許すならば第一四二条が選挙運動のためにする文書図画の頒布を制限していることが実際と無意味となるなめこれを確認団体の発行する機関経営を一に関ったものとなる。 とが実質上無意味となるためこれを確認団体の発行する機関紙誌各一に限つたもの であつて、これは十分理由のあることだと〈要旨第四〉考えられる。ただ、その結果 として、確認団体以外の政党その他の政治団体の発行する新聞紙または雑誌が選〈ノ 要旨第四>挙期間中に限り選挙に関して報道・評論を掲載することが禁ぜられること が憲法の保障する表現の自由の原則と抵触するのではないかという問題があるわけ であるが、少なくとも本件で問題となつているような「選挙運動のためにする文書 図画」たる性質をもつている記事内容のものに関する限りは、これを掲載したもの の頒布を禁じても日本国憲法第二一条第一項に反するといえないことは前に説明し たとおりであるし、公職選挙法第一四八条第一・二項もこの種の事項の掲載・頒布を許すことを本来の趣旨としたものではなく、一般の新聞紙・雑誌と違つて政党そ の他の政治団体の発行するものについてはその発行者の性質上そこに掲載される報 道・評論が一般に特定候補者を支持する内容のものであり選挙運動のためにする文 書図画の性質を帯びることは認めざるをえないところであるから、この種の新聞 紙・雑誌について第一四八条第一・二項の適用を排除し、選挙運動のためにする文 書図画とみられる報道・評論を掲載した場合に第一四二条を適用することにしたか らといつて、第一四八条の趣旨とあえて矛盾するともいえず、中正な報道・評論の 自由を害するものともいえない。

れる部分について。

論旨は、原判決が被告人らが戸別訪問をしたと認定したのは事実を誤認したもの だというのである。

そこで考えてみるのに、被告人両名が原判示の日時にHとともに原判示のとおり I方ほか七軒の家を順次訪問した事実は明らかで、争いのないところである。そし て、この八戸のすべてにおいて被告人らが原水爆禁止の署名といわゆるカンパを求 めていることからみてそれらがその訪問の一つの目的であつたことは疑いなく、ま

た原判示B新聞号外をそのいずれの家にも置いて行つているところからみると、こ れを配布することもその目的の一つであつたことは認めざるをえないところであ る。ところで、被告人らがこれらの家を訪問した際の言動を証拠によつてみてみる と、そのうち数箇所(たとえばJ方、K方、L方)では家人に対し参議院議員候補 者Cを推薦する趣旨のことも言つていることが認められるので、あるいは同候補者 への投票を口頭で依頼することもその訪問の一つの目的となつていたのではないか という疑いがないわけではない。そして、もしそのような目的もあつてこれらの家 を戸別に訪問したのならばまさしくその行為は公職選挙法第一三八条第一項にいう 投票を得しめる目的をもつてする戸別訪問に該当し、現に投票を依頼するといなと にかかわらず戸別訪問罪が成立するわけである。しかしながら、証拠によれば、 れらの家のうちM方、N方およびO方では被告人らはC候補のことを口に出した形 跡はなく、P方では同人に対し投票する候補者が決まつているかどうかを尋ね、 「決めていない」と答えると「棄権しないでほしい」と言つただけだというのであ つて、もし投票依頼の目的があつたのならばこれらの家でも当然そのことを言い出しそうなものであるのに、それを言わず、しかもそれを言わなかつた原因として特段の事情のあつたことも証拠上明瞭でないところからみると、あるいはその場の空 気で言いそびれたのではないかという疑いも決してないわけではないけれども、は たして本件の訪問の目的の中に口頭で投票を依頼することまで含まれていたかどう かについては、含まれていたと認定することになおなにがしかの疑いが残るといわなければならない。原判決は被告人らがCに投票を得しめる目的を有していたと認 定すべき根拠として、(1)から(7)までの事実とその訪問が短時間の間にほぼ同じ態様で連続して行なわれていることを挙げているが、このうち(3)の事実から直ちにその目的を認定することに疑いが残ることは右に述べたとおりであり、その他の事実は、被告人らがCを当選させたい意思を有し原判示B新聞号外を配布したのがそのためであったことを認定する根拠にはなりえても、口頭で投票を依頼する方式であった。 る意思まで有していたことの根拠には直ちにはなりえないと考える。

以上の次第で、本件においては被告人らの行為を公職選挙法第一三八条第一項の戸別訪問とみることはできないから、これを認めた原判決は事実を誤認したか法の適用を誤ったかのいずれかであって(原判決が文書頒布の目的があったとをもって直ちに「投票を得しめる目的」があったものと解したのか、それともそれ以外に投票を依頼する目的があったとみたのかは、原判文上必ずしも明瞭ではない。)その誤りは後記無罪の理由の項で説明するように判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、この点の論旨は理由があり、その他の論旨につき判断するまでもまであるから、この点の論旨は理由があり、その他の論旨につき判断するまでもを免れない。それゆえ、原判決を破棄し、刑事訴訟法第四〇〇条但書を適用して、被告事件につきさらに判決をすることとする。

## (有罪部分の理由)

原判決が法定外選挙運動文書の頒布として確定した事実、すなわち

「被告人らは、いずれも、昭和三七年六月七日公示され同年七月一日に施行され た参議院議員通常選挙に際し、公職選挙法第二〇一条の六によつて政治活動をする ことのできない政治団体(すなわち、いわゆる「確認団体」ではない政治団体、同 法第二〇一条の六第二項、第二〇一条の五第三項、第四項参照)であるDの同盟員 であつたところ、Cが右選挙に東京地方区から立候補するや、Dの一員であるHと 共謀のうえ、同年六月二四日午前一一時一五分ごろから午後零時四〇分ごろまでの 間に右選挙区の選挙人である東京都大田区ab丁目c番地Ⅰ方ほか原判決別表記載 の七名方を順次訪れ、同人らに対しての写真・経歴および同人を推薦する記事を主 として掲載した同年六月二二日付Dの中央機関紙「B新聞」号外・参院選特集号・ 東京版を一部ずつ交付し、もつて法定外選挙運動文書を頒布した。 という事実に法令を適用すると、被告人らの所為はいずれも公職選挙法第一四二条 第一項に違反し刑法第六〇条・公職選挙法第二四三条第三号に該当するので、所定 刑のうち罰金刑を選択し情状により刑法第六六条・第七一条・第六八条第四号を適 用して酌量減軽をした金額の範囲内で被告人両名をそれぞれ罰金二、〇〇〇円に処することとし、この罰金不完納の場合における労役場留置につき刑法第一八条、公 職選挙法第二五二条第一項の規定を適用しないことにつき同条第四項、原審および 当審における訴訟費用の負担につき刑事訴訟法第一八一条第一項本文をそれぞれ適 用して、主文第二項から第五項までのとおり言い渡すこととする。

## (一部無罪の理由)

本件公訴事実のうち、被告人両名が昭和三七年六月二四日にHと共謀のうえIを活か七名方を戸別訪問したとの点については、前に説明したとおり犯罪の成元立をとめることができない。ただ、この戸別訪問と右に有罪とした法定外文書の頒布にとおり文書の頒布については、検察官は第一審にこれを観念的競合としているの点について考えて戸別を観念であるとであるとしているのが、この点について考えて戸別を観念であるともので、前間を〈/要旨第六〉学法第一三八条第一項の戸別訪問である目的で戸別を表第三号の罪が成立ととで見に投票の依頼をするもので、訪問を〈/要旨第二三十分としてというまであることでありまするとの事業が成立ととでの明書を表別であることであることであります。ところが、法定外選挙運動文書が成立ととでの明書を表別であることであることであることである。ところが、法定外選挙運動文書があることでの事業があるとしたところが、法定が表別であることであることであることである。ところが、法定が表別であることであることであることである。とこの情報を表別であることである。とこの一番の間に通常手段結果の関係に立つというほかはないのである。

〈要旨第七〉そうであるとすれば、検察官がこれを観念的競合だと主張したとしても、判決裁判所がこれを併合罪と解する〈/要旨第七〉以上、その一部につき犯罪の成立を認めない場合にはその部分については主文で無罪を言い渡すべきものであるから、刑事訴訟法第三三六条により戸別訪問の点については被告人両名に対し主文第六項のとおり無罪の言渡をすることとする。

(裁判長判事 新関勝芳 判事 中野次雄 判事 伊東正七郎)